

# ～鉾田市結婚新生活支援事業～

## 今年も新婚生活を応援します！



結婚を機に新たな生活を始めるための新居の購入費や家賃、  
引越費用の一部（準備期間を含む）を助成します。



### ◇対象となる世帯

○令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、婚姻届提出時点で夫婦ともに40歳未満かつ助成金申請時に当市に住民票のある世帯

○夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯※1

### ◇対象となる経費（R6.4.1～R7.3.31までの間に支払われた分）

○新規の住宅賃貸費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）※2

○新規の住宅取得費用（住宅のリフォーム費用を含む）※3

○結婚に伴う引越費用

※1…令和5年分の所得で判定します。

所得500万円とは年収にすると概ね670万円程度となります。

なお貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除します。

※2…住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

※3…リフォーム費用はR6.4.1～R7.3.31までの間に支払われた分となります。

助成額上限 30万円

夫婦ともに29歳以下は上限 60万円



申請期間

令和6年6月3日～令和7年3月31日

問い合わせ先

鉾田市役所 政策企画部まちづくり推進課

総合戦略係

電話 36-7154（直通）

